

財務省告示第三百四十一号  
 国債証券買入銷却法（明治二十九年法律第五号）  
 第二条の規定に基づき、同法第一条第一項の規定  
 により平成二十年十月十五日に買入消却した国債  
 の名称等を別表のとおり告示する。

平成二十年十一月二十八日

財務大臣 中川 昭一

（別表）

国債の名称	記号	額面金額の 総額	額面金額百円当 たりの買入価格
利付国庫債 （変動・十年 五）	第九回	二十億円	九十六円二十四銭
"	"	二十億円	九十六円三十四銭
"	"	二十億円	九十六円四十四銭
"	"	二十億円	九十六円五十四銭
"	"	四十一億円	九十六円七十七銭
"	第十回	九億円	九十六円
"	第十二回	二十八億円	九十四円七十二銭
"	"	百三十億円	九十四円八十二銭
"	"	百九十億円	九十四円九十二銭
"	第二十六回	十億円	九十二円九十銭
"	第二十八回	十億円	九十円六十銭

合	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
計	"	回第 四十八	回第 四十七	"	回第 三十七	"	"	"	"	"	回第 三十六	回第 三十三	回第 三十二
七 億千 九百 四十	五百 億 円	百 億 円	五百 十 億 円	二十 三 億 円	六十 億 円	十 億 円	十 億 円	十 億 円	五十 五 億 円	五十 億 円	七十 億 円	一 億 円	五十 億 円
	九十 九 円 九十 銭	九十 九 円 八十五 銭	九十 五 円 九十 銭	九十 一 円 二十五 銭	九十 一 円 五 銭	八十 九 円 三十 五 銭	八十 九 円 三十 銭	八十 九 円 二十 五 銭	八十 九 円 二十 銭	八十 九 円 五 銭	八十 九 円	八十 九 円 五 銭	八十 九 円